

島本町教育委員会 会議録（平成28年第13回 定例会）

日 時	平成28年12月20日（火） 午後2時～午後3時40分
場 所	島本町役場 地階 第五会議室
出 席 者	岡本教育長、新井委員、中川委員、高岡委員 北河部長、頼田次長兼教育推進課長、川畑次長 （教育総務課）三浦課長、藪内係長、島本 （教育推進課） （子育て支援課）齊藤課長、今田係長 （生涯学習課）吉田課長、大柴主幹、南田参事
欠 席 者	藤田委員
委 員	
議 題 及 び 議 事 の 趣 旨	第19号議案 島本町文化財保護審議会委員の委嘱の臨時代理について 第20号報告 平成28年度冬季休業日中における児童生徒の指導につ いて
議 決 事 項	第19号議案、第20号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者2名

教育長

本日、藤田委員から、島本町教育委員会会議規則第3条第3項の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、出席委員は4名です。

定足数を満たしておりますので、平成28年第13回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りします。会議録署名委員は島本町教育委員会会議規則第17条の規定により、中川委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、会議録署名委員は、中川委員に決定いたしました。

よろしく願いいたします。

第19号議案「島本町文化財保護審議会委員の委嘱の臨時代理について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長

島本町文化財保護審議会につきましては、島本町文化財保護条例第19条に基づき、委員5人以内で組織し、文化財に関する識見及び経験を有する者から教育委員会が委嘱するものでございます。委員の任期は2年で、再任を妨げないものです。

今回委嘱する委員のうち、委員名簿の1番から4番までの方が再任であり、新たに委嘱する委員は5番の方でございます。

前委員の任期は平成28年12月19日までとなっていることから、本来ならば11月の定例会で次の委員の委嘱について議案として提出し、議決をいただくものですが、委員名簿5番の地域有識者の選出に時間を要し、11月の定例会に間にあわず12月19日までに教育委員会会議を開催する暇がなかったことから、教育長の臨時代理によりまして処理させていただきましたので今回報告させていただきます。

なお、任期につきましては、平成28年12月20日から平成30年12月19日まででございます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

委員

委員の専門分野について、今後、今回委嘱された委員が専門としている分野以外の新たな専門分野の委員を委嘱されることは考えておら

れますか。それとも、本町の文化財の状況から見て、この分野と決めているのでしょうか。

生涯学習課長

おおむね古い文化財については町文化財への指定は終えておりまして、今後は水無瀬神宮と若山神社が所有される古文書の調査・研究を進めていく予定をしております。そのため、古文書を専門とする2名の委員を再任させていただいております。なお1番の方は地域の古文書を専門に、2番の方は歌・俳句の古文書を専門とされていることからこの方々をお願いしているものでございます。

委員

地域有識者というのはどういった方のことを指すのでしょうか。また、今回委嘱された方はどのような方ですか。

生涯学習課長

町内に長く住んでおられ、町の歴史や、その文化財が地域の中でどういった関わりやあゆみを経たものであるかということに精通しておられるような方を地域有識者として選出しております。今回委嘱させていただいた方は、歴史文化資料館立ち上げの際の懇話会の会長や文化推進委員会の副会長をさせていただいている方で町の歴史に非常に詳しい方です。

教育長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

第20号報告「平成28年度冬季休業日中における児童生徒の指導について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

次長兼教育推進課長

平成28年11月30日付け、島教教第1331号にて、各学校長に対し、冬期休業日中における児童・生徒の指導について、その指導が適切に行われるよう本文書にて通知いたしました。

本町の重点課題について補足説明いたしますと、一点目の「生活アンケート」でございますが、各校において、年数回、児童生徒対象に「生活アンケート」の実施を指導しております。内容といたしましては、学校・学級生活において困っていることや生活実態を把握するためのアンケートとなっております。

二点目における各種通信物での啓発については、各学校からの通信物とともに、島本町小中学校生活指導研究協議会からも冬休み中の生活指導について保護者啓発の文書が配布されました。

三点目については、学校外での生活時間が増えることにより、携帯電話・インターネットによる交友がさらに増えることも予想されることから、子ども達の行動把握について十分留意することを示した項目となっております。とりわけ、メールやラインといった情報共有ツール上のトラブルが増加傾向にあり、府教育庁からは、トラブルの回避、あるいは対処についてのマニュアルも作成提示されていることから、先日開催いたしました「いじめ不登校・虐待対策連絡会」でも、再度、周知・活用の指導を行っているところでございます。

四点目については、自学自習力、とりわけ家庭学習を促すことを盛り込んだ項目となっております。

最後に、配慮を要する児童生徒へのきめ細やかな指導に留意するようにと、以上の五点にわたって、重点課題を示しました。

以上、冬期休業日中において、保護者・関係機関との連携、生活指導上の諸問題について未然防止、早期発見、また適切な初期対応について指導を行ないましたので、報告させていただきます。

教育長

ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

委員

過去、この時期に大きな事故等が発生したことはありますか。また、早期の対応とありますが具体的にはどのような対応をされるのでしょうか。

次長兼教育推進課長 私把握している限りではございません。

具体の対応につきましては、案件が発生した時はまず学校が対応にあたり、事案によっては教育委員会が連絡を受け対応にあたることになります。

教育長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

以上をもちまして、本日の議事は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成28年第13回教育委員会定例会を閉会いたします。